

別添資料

- 10月施行に係る関係法令の概要
- 10月施行に係る関係法令新旧対照表の一覧
- 10月施行に係る関係通知の概要
- 10月施行に係る関係通知新旧対照表の一覧
- 今後発出する予定の通知等について
- 地域包括支援センターに関するQ & A
- 社会保障審議会介護給付費分科会(第27回)
資料

10月施行に係る関係法令の概要

10月施行に係る関係法令改正の一覧

種別	省令・告示番号	名称	備考	担当課
政令	290	介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令	高額介護サービス費等の設定の見直しを行い、特例特定入所者介護サービス費等の支給対象者や保険料収納委託の要件等を規定するもの。	介
省令	138	介護保険法施行規則等の一部を改正する省令	食費の標準負担額の規定の削除、高額介護サービス費の支給の申請の見直し、特定入所者介護サービス費の規定、要介護旧措置入所者の取扱いに係る規定の見直し等を行うもの。	介
省令	139	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令	事業者及び施設は居住費(滞在費)及び食費を利用料として受領できること、また、短期入所療養介護、介護老人保健施設及び介護療養型医療施設のユニット型の基準を規定。	計
告示	399	厚生労働大臣が定める特例居宅介護サービス費等の支給に係る離島その他の地域の基準の一部を改正する件	特定入所者が指定居宅サービス及び基準該当居宅サービス以外の居宅サービス又はこれに相当するサービスを受けた場合において、市町村が特例特定入所者介護サービス費及び特例特定入所者支援サービス費を支給することができる、指定居宅サービス及び基準該当居宅サービスの確保が著しく困難である離島その他の地域を定めるもの。	介
告示	400	指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準の一部を改正する件	滞在及び食費を保険給付の対象外とした居宅介護サービス費等について規定。	健
告示	401	指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の一部を改正する件	居住費及び食費を保険給付の対象外とした施設介護サービス費等について規定。	健
告示	402	厚生労働大臣が定める者等の一部を改正する件	療養食加算の要件、滞在費及び居住費負担の経過措置の要件、経口移行加算の要件について規定。	健
告示	403	厚生労働大臣が定める基準の一部を改正する件	療養食加算の要件、栄養マネジメント加算の要件、経口移行加算の要件について規定。	健
告示	404	厚生労働大臣が定める施設基準の一部を改正する件	従来型個室、多床室、ユニット型個室、ユニット型準個室のそれぞれの介護報酬を算定する施設基準等について規定。	健
告示	405	厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等の算定方法の一部を改正する件	人員欠如に係る介護報酬の減算要件について、ユニット型の施設及び事業者の規定を追加。	計
告示	406	厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準の一部を改正する件	夜勤体制に係る介護報酬の減算要件について、ユニット型の施設及び事業者の規定を追加。	計

告示	407	厚生労働大臣が定める特定診療費に係る特別食及び特別な薬剤の一部を改正する件	特別食について形式上の改正。	健
告示	408	介護保険法第四十八条第二項第二号に規定する標準負担額を定める件等を廃止した件	施設における食費を保険給付の対象外とすることに伴い、施設において旧措置入所者が負担することとされていた「平均的な費用の額を換算して厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(特定標準負担額)」の規定を削除。	介
告示	409	厚生労働大臣が定める旧措置入所者の所得の区分及び割合を定める件	実質的な負担の軽減を受けている旧措置入所者の負担について措置時代の費用徴収額を上回らないよう所得の区分等に応じた利用者負担割合を規定。	介
告示	410	厚生労働大臣の定める利用者等が選定する特別な居室等の提供に係る基準の一部を改正する件	特別な居室の提供に係る基準及び特別な食事の提供に係る基準について規定。	振
告示	411	介護保険法第五十一条の二第二項第一号及び第六十一条の二第二項第一号に規定する特定介護保険施設等及び特定居宅サービス事業者における食事の提供に要する平均的な費用の額を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額を定める件	特定入所者介護サービス費及び特定入所者支援サービス費を創設するにあたり、食費の基準費用額を規定。	介
告示	412	介護保険法第五十一条の二第二項第二号に規定する特定介護保険施設等における居住等に要する平均的な費用の額及び施設の状態その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額並びに同法第六十一条の二第二項第二号に規定する特定居宅サービス事業者における滞在に要する平均的な費用の額及び事業所の状態その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額を定める件	特定入所者介護サービス費及び特定入所者支援サービス費を創設するにあたり、居住又は滞中に要する費用の基準費用額を規定。	介
告示	413	介護保険法第五十一条の二第二項第一号及び第六十一条の二第二項第一号に規定する食費の負担限度額を定める件	特定入所者介護サービス費及び特定入所者支援サービス費を創設するにあたり、食費の負担限度額を規定。	介
告示	414	介護保険法第五十一条の二第二項第二号に規定する居住費の負担限度額及び同法第六十一条の二第二項第二号に規定する滞在費の負担限度額を定める件	特定入所者介護サービス費及び特定入所者支援サービス費を創設するにあたり、居住又は滞中に要する費用の負担限度額を規定。	介
告示	415	介護保険法施行法第十三条第五項第一号に規定する特定介護老人福祉施設における食事の提供に要する平均的な費用の額を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額を定める件	特定入所者介護サービス費を創設するにあたり、要介護旧措置入所者の食費の特定基準費用額を規定。	介

告示	416	介護保険法施行法第十三条第五項第二号に規定する特定介護老人福祉施設における居住に要する平均的な費用の額及び施設の状態その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額を定める件	特定入所者介護サービス費を創設するにあたり、要介護旧措置入所者の居住に要する費用の特定基準費用額を規定。	介
告示	417	介護保険法施行法第十三条第五項第一号に規定する食費の特定負担限度額を定める件	特定入所者介護サービス費を創設するにあたり、要介護旧措置入所者の食費の特定負担限度額を規定。	介
告示	418	介護保険法施行法第十三条第五項第二号に規定する居住費の特定負担限度額を定める件	特定入所者介護サービス費を創設するにあたり、要介護旧措置入所者の居住又は滞在に要する費用の特定負担限度額を規定。	介
告示	419	居住、滞在及び食事の提供に係る利用料等に関する指針を定める件	居住費、滞在費及び食費等の利用料について、利用者と介護サービス事業者の契約の適正な手続き並びに居住費(滞在費)及び食費の範囲について規定。	振

介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部改正の概要

1. 介護保険法施行令関係

(1) 高額介護サービス費等の設定の見直し

施設給付の見直しを本年10月に施行することに伴い、高額介護サービス費についても本年10月に見直しを行う。具体的には、市町村民税世帯非課税者のうち一定の要件を満たす者について高額介護サービス費の額の引き下げを行うもの(24,600円→15,000円)。

(2) 特例特定入所者介護サービス費等の支給対象者を規定

やむを得ない理由により特定介護サービスを受けた場合には、特定入所者に対し特例特定入所者介護サービス費を支給することとしているが、当該支給の対象として緊急その他やむを得ない理由により被保険者証を提示しないで特定居宅サービスを受けた場合等を規定する。

(3) 保険料収納委託の要件の規定

市町村は、普通徴収によって徴収する保険料の収納を私人に委託することができることとなるが、保険料の収納委託を行った旨を公表すること、当該委託に基づき収納した保険料については市町村の指定金融機関等に払い込まなければならないこと等を規定する。

(4) 介護保険法施行法の経過措置の終了日を規定

介護保険法施行法第1条及び第2条には法施行時にサービス提供が十分でない市町村が、「政令で定める日までの間は」介護保険法の基準を下回る経過的な支給限度額を定められる等の経過措置があるが、その経過措置終了の日を平成18年3月31日と定めるもの。

2. 介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令関係

○ 国庫負担の対象となる介護給付費の額の規定

政令第1条第1項には国の介護給付費に対する負担金の対象となる介護給付が規定されているが、法改正に伴い追加された特定入所者介護サービス費、特例特定入所者介護サービス費等を加えるもの。

3. 経過措置

○ 改正政令の施行の前に行われた居宅サービス又は施設サービスに係る高額介護サービス費及び高額居宅支援サービス費の支給については、なお従前の例によることとする。

介護保険法施行規則等の一部改正の概要

1. 介護保険法施行規則関係

(1) 通所介護の定義の規定の見直し

通所介護の定義について「食事の提供」を「排泄、食事等の介護」に改める。

(2) 日常生活に要する費用の規定の見直し

施設給付の見直しを本年10月に施行することに伴い、通所介護等のサービスにおいて徴収できる日常生活に要する費用として、「食材料費」を「食事の提供に要する費用」に改め、短期入所生活介護等においては「滞在（居住）に要する費用」を追加する。

(3) 標準負担額の規定の削除

施設給付の見直しを本年10月に施行することにより、施設における食費を保険給付の対象外とすることに伴い、施設において利用者が負担することとされていた「平均的な家計における食費の状況を勘案して厚生労働大臣が定める額（標準負担額）」の規定を削除する。

(4) 高額介護サービス費の支給の申請の見直し

高額介護サービス費の支給を受けるに当たっては、当該被保険者が利用したサービスに係る毎月の利用者負担額等を記載した申請書を市町村に提出しなければならないため、毎月申請が必要である。

今回の改正において、高額介護サービス費の支給申請を初回のみで足りる取扱いとするために、申請書の記載事項から毎月の利用者負担額等を削除する。

(5) 特定入所者介護サービス費等の規定

施設給付の見直しを本年10月に施行することに伴い、低所得者の負担軽減を図る観点から創設することとしている特定入所者介護サービス費について、その支給対象者（第83条の5）、認定の方法（第83条の6）、認定証の提示（第83条の7）、認定証を提示できなかった場合の特例（第83条の8）等について規定する。

(6) 介護保険被保険者証の有効期限の廃止

要介護認定の有効期間により受給者の定期的な管理が行えることから、介護保険被保険者証について証の有効期限を削除する。

(7) 介護保険負担限度額認定証の制定等

標準負担額に係る減額認定証の様式を廃止し、食費及び居住費の負担限度額認定証の様式を制定する。

2. 老人福祉法施行規則関係

(1) 老人デイサービス事業の定義の規定の見直し

介護保険法に規定する通所介護をその概念に含む「老人デイサービス事業」を定義するに当たり、「食事の提供」を「排泄、食事等の介護」に改める。

3. 介護給付費及び公費負担医療等に関する費用の請求に関する省令関係

(1) 介護給付費の定義の見直し

「介護給付費」の定義に特定入所者介護サービス費及び特定入所者支援サービス費を加える改正を行う。

(2) 介護給付費明細書等の見直し

介護保険の給付として特定入所者介護サービス費を創設すること等に伴い、介護給付費明細書等の様式について必要な改正を行う。

4. 経過措置

- 改正前の被保険者証について、当分の間、改正後の被保険者証とみなし、当該介護保険被保険者証の有効期間は、当該被保険者証に記載されている有効期限までとする。
- 改正前の介護給付費及び公費負担医療等に関する費用の請求に関する省令の様式第二による居宅サービス介護給付費明細書については、当分の間、これを使用することができる。
- この省令の施行の日前に行われた指定居宅サービス、指定居宅介護支援及び指定施設サービス等に係る介護給付費及び公費負担医療等に関する費用の請求については、なお従前の例によることとする。

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準

等の一部を改正する省令の概要

① 利用料の受領について

居住費（滞在費）及び食費の見直しに伴い、利用料として以下のものを受領できる旨を規定。

- ・ 介護保険施設の居住費及び短期入所生活（療養）介護の滞在費
- ・ 介護保険施設及び短期入所生活（療養）介護の食費

② ユニット型の基準の導入について

- ・ 短期入所療養介護、介護老人保健施設及び指定介護療養型医療施設についてユニット型の基準を以下のように規定。
- ・ 「小規模生活単位型」を「ユニット型」と名称の変更を行う。

ユニット型介護老人保健施設の基準

○ 設備に関する基準

① ユニットについて

- ・ 療養室と共同生活室によって一体的に構成される場所（ユニット）を単位として構成。
- ・ 療養室：定員は1人とする。（サービスの提供上必要な場合は2人）
ユニットの共同生活室に近接して一体的に設置。
ユニットの入居定員は、概ね10人以下。
床面積は13.2㎡以上。

- ・ 共同生活室：床面積は、2㎡×当該ユニットの入居定員以上。
- ・ 洗面所・便所：居室ごと又は共同生活室ごとに適当数設置。

② ユニット以外について

- ・ 診察室、機能訓練室、浴室、サービス・ステーション、調理室、洗濯室又は洗濯場及び汚物処理室を有することとする。
- ・ 廊下幅は、1.5m以上（中廊下1.8m以上）。ただし、廊下の一部の幅を拡張し、入居者、従業者等の円滑な往来に支障が生じないと認められることが必要。（そうでない場合には、従来型の介護老人保健施設と同じ1.8m以上（2.7m以上）とする。

○ 運営に関する基準

ユニットケアの観点から、従来型の看護及び医学的管理の下における介護、食事等の運営規程を修正。

ユニット型指定介護療養型医療施設の基準

○ 設備に関する基準

① ユニットについて

- ・ ユニット型介護老人保健施設と同様

② ユニット以外について

- ・ その他医療法上必要な設備を有することとする。（「療養病床を有する病院」と「療養病床を有する診療所」について、共同生活室を医療法施行規則第21条第1項第2号と第21条の4第1項の食堂とみなすこととする。）

○ 運営に関する基準

- ・ ユニット型介護老人保健施設と同様

ユニット型指定短期入所療養介護

○ 設備に関する基準

- ・ ユニット型介護老人保健施設又はユニット型介護療養型医療施設の設備に関する基準を満たすこととする。

○ 運営に関する基準

- ・ ユニットケアの観点から、従来型の看護及び医学的管理の下における介護、食事等の運営規程を修正。

厚生労働大臣が定める特例居宅介護サービス費等の支給に係る

離島その他の地域の基準の概要

- 厚生労働大臣が定める特例居宅介護サービス費等の支給に係る離島その他の地域の基準

特定入所者が指定居宅サービス及び基準該当居宅サービス以外の居宅サービス又はこれに相当するサービスを受けた場合において、市町村が特例特定入所者介護サービス費及び特例特定入所者支援サービス費を支給することができる、指定居宅サービス及び基準該当居宅サービスの確保が著しく困難である離島その他の地域を定めるもの。